資料

『美濃加茂市特定用途制限地域における認定畜舎等の建築等の制限に関する条例』の制定について

【背景】
「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」が令和４年４月１日に施行され、畜舎等に関する認定制度が創設されました。知事から認定された畜舎等（以後＝認定畜舎等）については建築基準法の適用除外となります。美濃加茂市では特定用途制限地域内において**床面積 15 ㎡を超える畜舎の建築等を不可**としていますが、今回の法律施行に伴う認定畜舎等については規制の対象となりません。したがって新たに条例を制定し、認定畜舎等の建築等について制限を設けるものです。

美濃加茂市特定用途制限地域　区域図

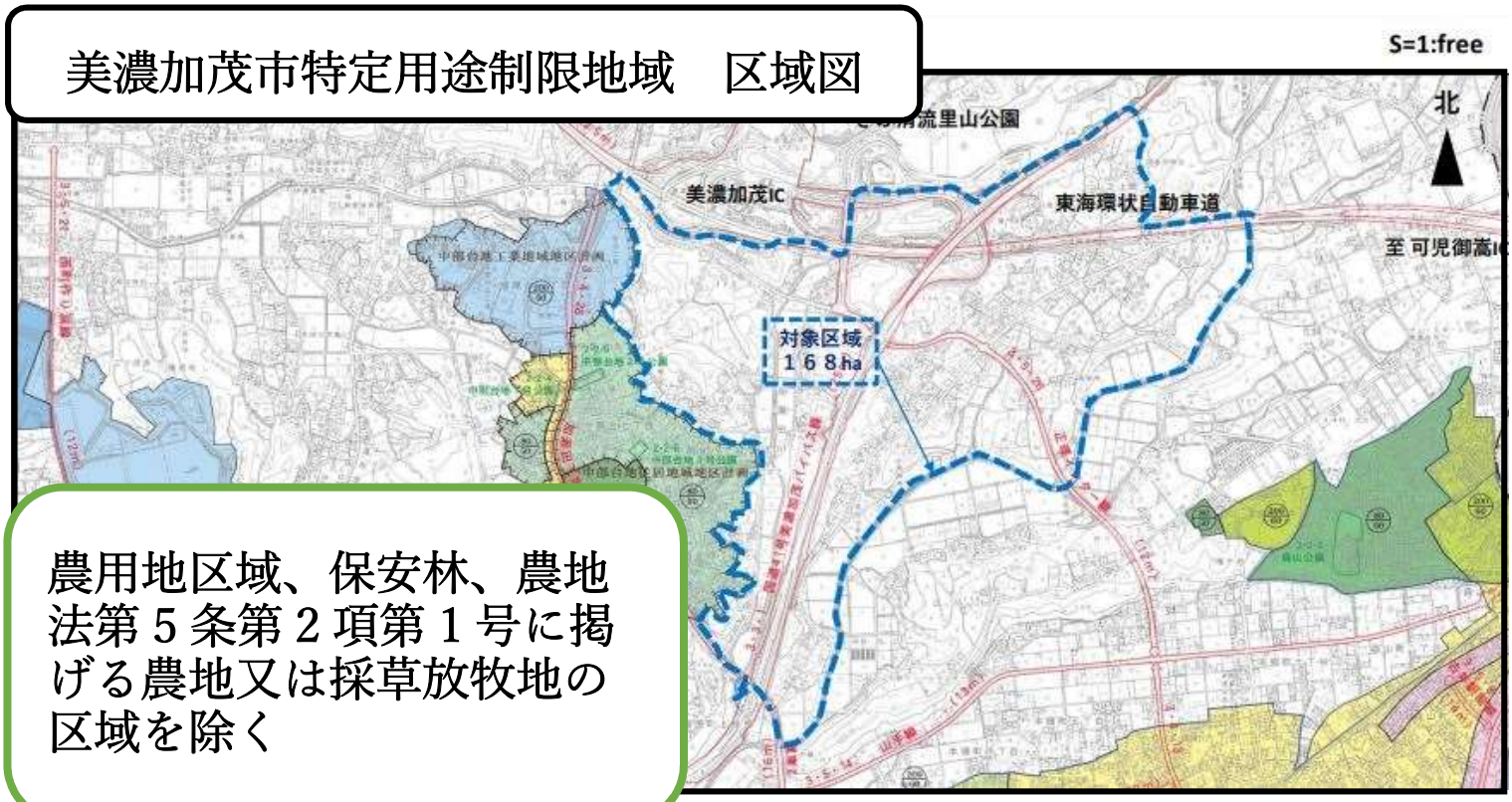

農用地区域、保安林、農地法第５条第２項第１号に掲げる農地又は採草放牧地の区域を除く

新条例に記載する主な項目は次のとおりです。

◇適用区域
➡新条例の適用区域は美濃加茂市特定用途制限地域内とします。
◇認定畜舎等の建築等の制限
➡床面積１５㎡を超える認定畜舎等の建築等を不可とします。
◇既存の認定畜舎等に対する制限の緩和
➡制度改正により既存不適格となった認定畜舎等について緩和措置を定めます。
◇適用除外
➡市長が公益上必要と認めた場合は建築等の制限にかかわらず認定畜舎等の建築等を可能とします。ただし、原則として「美濃加茂市特定用途制限地域認定畜舎建築審議会」の同意を得る必要があります。

施行日：令和４年１０月１日